

なぜ少年は万引きをするのか？

— 少年の万引き被疑者および一般の中高生を対象とした質問紙調査をもとに —

久保田 真 功
白 松 賢

1. 問題の設定

本研究の目的は、少年の万引き被疑者および一般の中高生を対象とした質問紙調査をもとに、少年の万引き行為に影響を及ぼす要因について検討することにある。

戦後の少年による刑法犯の検挙人員の推移を見ると、3つの大きなピークがあったことを確認することができる。第1のピークは昭和26（1951）年であり、第2のピークは昭和39（1964）年、第3のピークは昭和58（1983）年である。これら3つのピークのうち、第3のピークである昭和58（1983）年には少年刑法犯検挙人員は過去最多となったが、罪種別に見ると、万引きに代表される「窃盗」が77.1%と大多数を占めている（警察庁1984、『昭和59年版 警察白書』）。その後、平成に入ってから、少年刑法犯検挙人員は全体としては減少傾向にあり、令和元（2019）年には戦後最少を記録したが、罪種別に見ると、「窃盗」が56.1%と過半数を占めている（法務総合研究所 2020、『令和2年版 犯罪白書』）。

以上を踏まえると、非行そのものは減少傾向にある⁽¹⁾ものの、非行全体に占める万引きの割合は今もって高いことがうかがえよう。

万引きに関する研究は、その主たる目的の違いによって分類すると、次の3つに大別される。第1に、万引きの実態を明らかにすることを目的とした研究群である（衛藤 1980, 降旗 1983, 「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会 2009, 香川大学・香川県警察 2011, 全国万引犯罪防止機構 2016など⁽²⁾）。これらの多くは、各都道府県警察に検挙・補導された少年を対象とした調査をもとにしている。その内容としては、少年の万引きの実態（少年の経済状況や犯行の形態、万引きに対する規範意識、万引きの動機、家族や友人との関係など）を幅広く把握することに主眼を置いた、報告書の意味合いが強いものとなっている。

第2に、万引きに関連する要因および影響を及ぼす要因を明らかにすることを目的とした研究群である（田中・田中 1996, 上野ほか 2009, 大久保ほか 2012a・2012b, 久保田・白松 2013など）。例えば、上野ほか（2009）は、中学生を対象とした質問紙調査をもとに、万引き行為の実行に関連する要因について検討してい

る。具体的には、万引き許容度に関する質問項目の回答結果に基づき、調査対象者を3つのグループ（低群、中群、高群）に分け、グループ間の比較を行っている。その結果、万引きに対する許容度が高いほど、①万引きに対して良心の呵責を感じない傾向にあること、②万引きが将来の進路や就職に影響することを心配しない傾向にあること、③万引きした際に、家族が「悲しむ」「自分自身を責める」と予測しない傾向にあること、④身近に万引きする人がいると回答する傾向にあること、などを明らかにしている。

また、大久保ほか（2012a）は、万引き被疑者（19歳までの青少年、20歳から64歳までの成人、65歳以上の高齢者）を対象とした質問紙調査をもとに、万引きに関する心理的要因間の関連について検討している。その結果、①万引きの動機としては、ストレス性の動機が成人と高齢者で高く、経済的な動機が青少年と成人で高いこと、②青少年では、家族との関係性が良くないことが、ストレス性や自己中心的な動機につながることで、③青少年では、万引きした際の家族や友人の否定的な反応を予測することが、万引きへの後悔という万引き後の心理状態につながることで、などを明らかにしている。

さらに、久保田・白松（2013）は、少年の万引き被疑者を対象とした質問紙調査をもとに、少年の万引き行為を深化する要因について検討している。具体的には、調査時点で初めて補導された者と複数回補導された経験をもつ者とを比較している。その結果、複数回補導された経験をもつ者は初めて補導された者と比べて、①家族に対する愛着が乏しい傾向にあること、②仲の良い友人との関係の在り様が異なる可能性があること、③進路について真剣に考えることや将来展望が乏しいこと、④特別活動や部活動への取り組みが低調であること、⑤学校の決まりを守るという自覚に乏しく、学校の決まりを守らない傾向にあること、などが明らかとなっている。

第3に、万引き防止を主たる目的とした研究群である。その代表的なものとしては、大久保らの一連の研究があげられる（大久保ほか 2012c, 時岡ほか 2012, 大久保ほか 2013a, 大久保ほか 2013bなど）。大久保らは、香川県において人口1000人当たりの万引きの認知件数が2009年まで7年連続ワースト1位であることを踏まえ、香川県警と香川大学の共同事業として「子ども安

全・安心万引き防止対策事業」を立ち上げた（大久保 2013）。万引き防止を目的とした研究は、その一環として行われている。例えば、大久保ほか（2012c）では、香川県内の店舗を対象とした調査を行い、万引きの多い店舗の特徴について検討している。具体的には、万引きの認知件数に基づき、店舗を「万引きの多い店舗」「万引きの少ない店舗」「万引きの無い店舗」の3つに分類し、これら3つのグループ間で店舗の特性や万引きの実態、万引きへの対応、万引きへの防止対策、店長の万引きへの意識という5つの側面において違いが見られるのかどうかを検討している。その結果、万引きの多い店舗は少ない店舗に比べ、①店舗の面積が広く、1日の来客数が多い傾向にあること、②再犯の割合が高く、女性と高齢者の被疑者の割合が高い傾向にあること、③万引きが起きた際に警察に通報する傾向にあること、④様々な対策をとってはいるものの、万引き防止対策のマニュアルや警察の立ち寄りが少ない傾向にあること、などが明らかとなっている。

また、時岡ほか（2012）では、従来の万引き防止マニュアルがエビデンスという観点から見て効果的であると確認できるものがないことを踏まえ、これまでの研究成果に基づいてあらたにマニュアル（「万引きされにくい店舗づくり—店舗のための万引き防止対応マニュアル—」）を作成している。香川県内の店舗を対象とした調査によれば、このマニュアルを「店舗で活用している」および「店員の教育に活用している」との回答はそれぞれ4割弱、「マニュアルが役に立っている」との回答は5割弱であり、店舗から好意的に受け止められていることが明らかとなっている。

さらに、大久保ほか（2013b）では、これまでの研究やそれに基づく実践の成果を踏まえ、万引き防止対策を一連のサイクルで行うこと、具体的には、「課題の抽出」→「実態の把握」→「対策プログラムの開発」→「対策プログラムの実践」→「実践の評価」→「新たな課題の抽出」へと循環する社会的実践のサイクルに基づいて行うことにより、対策の改善が可能となることを指摘している⁽³⁾。

第2の研究群と第3の研究群は、互いに目的を共有しつつも、どこに力点を置くのか、という点において違いが見られる。第2の研究群は、万引き防止よりも、生徒指導上の課題や問題点等を明らかにすることを通じて、効果的な非行対策を講じることに力点が置かれていると考えられる。その一方で、第3の研究群は、非行対策を講じることよりも、万引きをされることによって損害を受ける店舗側の視点に立ち、効果的な万引き防止策を講じることに力点が置かれていると考えられる。

本研究は、上記に掲げた研究群のうち、第2の研究群、すなわち、万引きに関連する要因および影響を及ぼす要

因を明らかにすることを目的とした研究群に属する。ただし、これらの先行研究には、次のような課題・問題点があると考えられる。第1に、万引き被疑者となった少年のなかには中高生が多く含まれている⁽⁴⁾ものの、彼らの普段の学校生活に着目した研究がほとんど見られない、ということである。こうした状況のなか、久保田・白松（2013）は、学校生活に着目した分析を行っているものの、そこで示されている学校生活要因は、家庭的要因などの他の変数を統制した分析を行った結果得られたものではない。

第2に、一口に少年の万引き経験者といっても、万引きの習慣化の度合いには違いがあるにも関わらず、その違いに着目した分析がほとんど行われていない、ということである。この点について考えるにあたり、Becker（訳書 1993）の提唱した「逸脱の継時的モデル」は、大いに参考になろう。Beckerは、逸脱者のラベルを付与された者の行動様式が順序だてて連続して発展していくという事実を考慮する必要があるとの認識のもと、「逸脱の継時的モデル」を構想した。このようなモデルに基づき分析を行う必要があるのは、継時的過程の「ある段階に原因として作用するものが、次の段階では無視する程度の重要性しかもたないということがある」（Becker 訳書 1993, 35頁）ためである。

このことに鑑みれば、万引きの経験が浅い少年と経験豊富な少年とでは、逸脱キャリアの段階が異なると考えられるとともに、それぞれの少年に万引き行為を促す要因にも違いがある可能性がある。

以上を踏まえ、本研究では、少年の万引き行為に影響を及ぼす要因として、逸脱の社会学理論である Hirschi（1969）の社会的絆の理論に基づき、家族や友人との絆に加えて、学校との絆にも着目する。

また、「逸脱の継時的モデル」（Becker 訳書 1993）に基づき、万引きの経験が浅い少年と経験豊富な少年との違いに着目した分析を行うこととする。本研究は、質問紙調査をもとにしているため、逸脱者のラベルを付与された者が、それぞれの段階で示す態度と経験の変化を明らかにするには、自ずと限界がある。しかし、「逸脱の継時的モデル」を踏まえた分析を行うことにより、少年の万引き行為を深化させる要因の一端を明らかにすることは、可能であろう。

2. 方法

(1) 調査対象

① 被疑者少年調査

調査対象は、X県内で取り調べを受けた被疑者の少年（20歳未満）90名である。調査は2度に渡って実施した。第1回調査の実施時期は、2011年10月から2012年2

月末にかけてであり、第2回調査の実施時期は、2012年8月から2013年2月末にかけてである。

なお、被疑者の少年のなかには、中高生以外の者が一部含まれている（無職の者や専門学校生など）とともに、回収した調査用紙には回答が不十分なものがあつた。そこで、これらを除いた64名を分析対象とした（有効回答率：71.1%）。男女比は、男性60.9%、女性39.1%である。学校段階は、中学生57.8%、高校生42.2%である。

② 一般少年調査

調査対象は、X県内の中学校（3校）および高等学校（3校）に在籍する生徒976名である。調査の実施時期は、中学校調査については2012年12月であり、高等学校調査については2013年11月から2014年1月にかけてである。

なお、回収した調査用紙には回答が不十分なものがあつたため、これらを除いた886名を分析対象とした（有効回答率：90.8%）男女比は、男性45.1%、女性54.9%である。学校段階は、中学生47.4%、高校生52.6%である。

(2) 調査内容

本研究における理論的枠組みは、Hirschi (1969) の社会的絆の理論である。そこで、まずはHirschiの理論の概要を説明し、その後に調査内容を紹介することとしたい。

Hirschiの理論の大きな特徴は、従来の逸脱研究が“なぜ人々は犯罪をするのか”という問いから出発していたのに対して、“なぜ人々は犯罪をしないのか”という問いから出発したところにある。Hirschiによれば、犯罪行動は人々と慣例的社会とをつなぐ絆が弱まったり、切れたりした時に生じる。絆は次の4つの要素から成る。

第1に、「愛着」(attachment)である。これは、両親や友人といった他者に対する愛着を意味する。つまりは、愛着の対象が存在する場合、その人を悲しませたり、その人の信頼を失ったりしたくないために、犯罪行動は抑制される、ということである。

第2に、「コミットメント」(commitment)である。これは、慣例的行動においてこれまで蓄積してきた投資の量（学歴や職歴など）を意味する。つまりは、慣例的行動において蓄積してきた投資がある場合、それを失いたくないために、犯罪行動は抑制される、ということである。

第3に、「巻き込み」(involvement)である。これは、慣例的な活動に関係させられている程度を意味する。つまりは、様々な慣例的活動に拘束されている場合、犯罪行動を遂行するための機会がない、ということである。

第4に、「信念」(belief)である。これは、社会的規

則の妥当性を信じている程度を意味する。つまりは、法律に代表される社会的規則の妥当性を信じている場合、犯罪行動は抑制される、ということである。

以上を踏まえ、「愛着」(attachment)については、家族・友人との関係（内田 1990）や教師との関係に関する項目を使用した。

「コミットメント」(commitment)については、進路意識に関する項目を使用した。自分の進路について真剣に考え、かつ、確固たる将来展望をもっている者ほど、学校生活においてこれまで蓄積してきた投資の量が多い（積極的に勉強に取り組んだり、まじめな学校生活を送ったりするなど）と推察されるからである。

「巻き込み」(involvement)については、部活動への取り組みに関する項目を使用した。部活動に積極的に取り組んでいる者ほど、自由な時間が制限されると考えられるからである。

「信念」(belief)については、学校の決まりへの意識に関する項目を使用した。

これらの項目については、少年の万引き被疑者調査と一般少年調査の双方で尋ねている。

一方、少年の万引き被疑者調査のみで使用した項目は、「生活レベル」、「これまでに補導された回数（万引きでの補導に限定されない）」、「万引きの経験回数（補導されたかどうかは問わない）」、「万引きの動機」、「万引きしたことを仲の良い友人が知った際に予想される反応」である。いずれの項目についても、香川大学・香川県警察（2011）を参照した。

3. 分析結果

(1) 補導回数と万引き経験回数との関連

表1は、補導回数と万引き経験回数との関連を分析した結果である。その結果、統計的に有意な差が見られた($\chi^2 = 11.584$, $p < 0.001$)。初めて補導された少年（以下、初回補導少年）は2回以上補導された少年（以下、複数回補導少年）と比べ、初めて万引きを行った、と回答した者が多い。その一方で、複数回補導少年は初回補導少年と比べ、2回以上万引きを行った、と回答した者が多い⁽⁵⁾。

ただし、初回補導少年の半数近く（46.8%）が、補導されたのは初めてであるものの、2回以上万引きを行った、と回答している（つまりは、補導される以前にも万引きを行っていた）ことに留意する必要がある。

この結果を踏まえ、万引きの経験が浅い少年と経験豊かな少年との違いに着目した分析を行うにあたっては、補導回数ではなく万引き経験回数を従属変数とした分析を行うこととする。

表1 補導回数と万引き経験回数との関連

	万引き経験回数		合計
	初めて	複数回	
初回補導少年	53.2%	46.8%	100.0% (47) ***
複数回補導少年	5.9%	94.1%	100.0% (17)

※ *p<0.05、**p<0.01、***p<0.001。以下、同様。

(2) 学校生活に関する項目の構造的把握 (因子分析)

学校生活に関する項目の構造的把握を行うために、因子分析を行った。方法としては、因子数を2～5とし、主因子法により因子を抽出し、因子の解釈のしやすさから3因子解を採用した。その結果が、表2である。

第1因子で負荷が高かったのは、「自分の進路目標をはっきりと決めている」(0.815)、「自分にあった進路を考えている」(0.775)、「進路について真剣に考えている」(0.702)、「将来なりたい職業を決めている」(0.697)、「自分の将来に希望をもっている」(0.625)の5項目であった(カッコ内の数値は因子負荷量。以下同様)。そこで、この因子を“進路や将来に対する見通しを明確に持っている”という意味で「将来志向」と命名した。この因子は、社会的絆における「コミットメント」に対応している。

第2因子で負荷が高かったのは、「学校のきまりをま

じめに守っている」(0.850)、「学校のきまりを守るという自覚をもっている」(0.815)、「自分で意識しなくても、学校のきまりを守れる方だ」(0.793)の3項目であった。そこで、この因子を“学校の決まりを守るという自覚のもと、学校の決まりを守っている”という意味で「規律遵守」と命名した。この因子は、社会的絆における「信念」に対応している。

第3因子で負荷が高かったのは、「何でも相談できる先生がいる」(0.753)、「学校の先生と気軽に話せる」(0.718)、「友人のように親しみを感じる先生がいる」(0.579)の3項目であった。そこで、この因子を“教師と良好な関係にあり、教師に親しみを抱いている”という意味で「教師への愛着」と命名した。この因子は、社会的絆における「愛着」に対応している。

後の万引きの規定要因に関する分析では、これら3つの因子の因子得点を独立変数に用いることとする。

表2 学校生活の因子分析結果 (N=950)

	将来志向	規律遵守	教師への愛着	平均値	標準偏差
自分の進路目標をはっきりと決めている	.815	.134	.120	3.64	1.136
自分にあった進路を考えている	.775	.143	.125	3.53	1.118
進路について真剣に考えている	.702	.267	.154	3.85	1.114
将来なりたい職業を決めている	.697	.088	.120	3.58	1.302
自分の将来に希望をもっている	.625	.212	.251	3.38	1.153
学校のきまりをまじめに守っている	.213	.850	.132	3.68	1.041
学校のきまりを守るという自覚をもっている	.165	.815	.191	3.85	1.005
自分で意識しなくても、学校のきまりを守れる方だ	.214	.793	.164	3.71	0.986
何でも相談できる先生がいる	.156	.204	.753	2.72	1.273
学校の先生と気軽に話せる	.177	.082	.718	3.41	1.172
友人のように親しみを感じる先生がいる	.116	.121	.579	3.27	1.547
固有値	2.822	2.243	1.629		
寄与率	25.7	20.4	14.8		

※ 「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分。

「平均値」と「標準偏差」は、各項目の平均値と標準偏差を示している。以下、同様。

(3) 万引きの動機に関する項目の構造的把握（因子分析）

万引きの動機に関する項目の構造的把握を行うために、因子分析を行った（分析対象は、少年の万引き被疑者のみ）。方法としては、因子数を2～5とし、主因子法により因子を抽出し、因子の解釈のしやすさから3因子解を採用した。また、因子負荷量の絶対値が複数の因子において0.4以上であった項目を削除した後に、再び主因子法、バリマックス回転による因子分析を行った。その結果が、表3である。

第1因子で負荷が高かったのは、「友人に誘われたから」(0.729)、「知人も万引きをしているから」(0.720)、「みんなで万引きをしようと決めたから」(0.678)、「誰でも万引きぐらいしているから」(0.603)、「好奇心から」(0.507)の5項目であった。そこで、この因子を“友人や知人といった周囲からの誘いにより万引きを行った”という意味で「周囲からの誘い」と命名した。

第2因子で負荷が高かったのは、「お金を払うのがバカらしかったから」(0.832)、「万引きは簡単だと思ったから」(0.573)、「お金を持っているがもったいなかったから」(0.571)、「イライラしていたから」(0.472)の4項目であった。そこで、この因子を“「万引きは簡単である」との認識のもと、お金を払いたくないという理由から万引きを行った”という意味で「金銭支払いの拒絶」と命名した。

第3因子で負荷が高かったのは、「生活が苦しいから」(0.831)、「こづかいが少ないから」(0.583)、「寂しかったから」(0.457)の3項目であった。そこで、この因子

を“経済的な理由から万引きを行った”という意味で「経済的理由」と命名した。

後の万引きの経験が浅い少年と経験豊かな少年との違いに着目した分析を行うにあたっては、これら3つの因子の因子得点を独立変数に用いることとする。

(4) 少年の万引きに影響を及ぼす要因の検討

① 検討課題

A. 初めての万引きに影響を及ぼす要因の検討

本分析の目的は、少年が初めての万引きに手を染める要因の一端を明らかにすることにある。分析対象は、“万引き経験回数が1回の被疑者少年(26名)”および“一般の中高校生(886名)”である。

分析の方法としては、“万引き経験回数が1回の被疑者少年”には1、“一般の中高校生”には0の得点をそれぞれ割り当て、これらを従属変数としたロジスティック回帰分析を行う。

B. 万引きを深化させる要因の検討

本分析の目的は、少年が万引き行為を深化させる要因の一端を明らかにすることにある。分析対象は、“万引き経験回数が1回の被疑者少年(26名)”および“万引き経験回数が複数回の被疑者少年(38名)”である。

分析の方法としては、“万引き経験回数が複数回の被疑者少年”には1、“万引き経験回数が1回の被疑者少年”には0の得点をそれぞれ割り当て、これらを従属変数としたロジスティック回帰分析を行う。

表3 万引きの動機の因子分析結果 (N=64)

	周囲からの誘い	金銭支払いの拒絶	経済的理由	平均値	標準偏差
友人に誘われたから	.729	-.080	-.009	1.84	1.275
知人も万引きをしているから	.720	.147	.111	1.97	1.195
みんなで万引きをしようと決めたから	.678	-.099	.012	1.81	1.283
誰でも万引きぐらいしているから	.603	.179	.053	1.80	1.086
好奇心から	.507	.085	.073	2.83	1.409
お金を払うのがバカらしかったから	-.108	.832	.101	1.92	1.103
万引きは簡単だと思ったから	.220	.573	.134	2.61	1.341
お金を持っているがもったいなかったから	.021	.571	-.003	2.73	1.546
イライラしていたから	.060	.472	.050	1.98	1.266
生活が苦しいから	.018	-.133	.831	2.09	1.178
こづかいが少ないから	.011	.252	.583	2.86	1.468
寂しかったから	.333	.225	.457	1.56	0.941
固有値	2.305	1.778	1.292		
寄与率	19.2	14.8	10.8		

※ 「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分。

② 分析に使用する独立変数

A. 性別

男性ならば1、女性ならば0のダミー変数。

B. 家族への愛着

家族との関係に関する項目について主成分分析を行った結果得られた主成分得点⁽⁶⁾。

C. 「将来志向」「規律遵守」「教師への愛着」

学校生活に関する項目について因子分析を行った結果得られた3つの因子得点(表2)。

D. 部活動への積極性

「部活動(クラブ活動)に所属し、充実感を持っている」という問いに対する回答結果。「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分⁽⁷⁾。

E. 友人への愛着

友人との関係に関する項目について主成分分析を行った結果得られた主成分得点⁽⁸⁾。

F. 生活レベル(万引き被疑者調査独自項目)

「裕福」には1、「普通」には2、「やや苦しい」には3、「苦しい」には4の得点を配分⁽⁹⁾。

G. 「周囲からの誘い」「金銭支払いの拒絶」「経済的理由」(万引き被疑者調査独自項目)

万引きの動機に関する項目について因子分析を行った結果得られた3つの因子得点(表3)。

H. 予想される友人の反応(万引き被疑者調査独自項目)

「万引きしたことを仲の良い友人が知った際に予想される反応」に関する項目について主成分分析を行った結果得られた主成分得点⁽¹⁰⁾。

I. 友人への愛着×予想される友人の反応

「友人への愛着」と「予想される友人の反応」との交互作用項⁽¹¹⁾。

③ 初めての万引きに影響を及ぼす要因の検討(ロジスティック回帰分析)

表4は、初めての万引きに影響を及ぼす要因について分析した結果である。初めての万引きに有意な正の影響を及ぼしていたのは、「友人への愛着」($p < 0.05$)である。この結果より、友人との関係が良好である場合に、少年は初めての万引きに着手する傾向にあることがうかがえる。

一方、初めての万引きに有意な負の影響を及ぼしていたのは、「将来志向」($p < 0.05$)、「規律遵守」($p < 0.01$)、「部活動への積極性」($p < 0.05$)という3つの変数である。また、有意傾向ではあるものの、「家族への愛着」($p < 0.1$)も負の影響を及ぼしていた。

以上の結果より、①進路や将来に対する見通しを明確に持っている場合、②学校の決まりを守るという自覚のもと、学校の決まりを守っている場合、③部活動に積極的に取り組んでいる場合、④家族との関係が良好である場合に、少年は初めての万引きに着手しにくい傾向にあると言える。

④ 万引きを深化させる要因の検討(ロジスティック回帰分析)

表5は、万引きを深化させる要因について分析した結果である。まずは、万引きの動機以外の要因に着目したい。

万引きを繰り返すことに有意な正の影響を及ぼしていたのは、「生活レベル」($p < 0.05$)である。また、有意傾向ではあるものの、「性別」($p < 0.1$)も正の影響を及ぼしていた。

以上の結果より、①生活が厳しい状況にある場合、②女性よりも男性の場合において、少年は万引きを繰り返す傾向にあることがわかる。

一方、万引きを繰り返すことに有意な負の影響を及ぼ

表4 初めての万引きに影響を及ぼす要因の検討

	B	Exp(B)	p
性別	.379	1.461	.381
家族への愛着	-.400	.671	.055 †
将来志向	-.463	.629	.022 *
規律遵守	-.604	.546	.006 **
教師への愛着	.259	1.295	.271
部活動への積極性	-.289	.749	.031 *
友人への愛着	.643	1.901	.013 *
定数	-3.145	.043	<0.001 ***
N	912		
-2対数尤度	201.766		
Nagelkerke R ²	0.163		
尤度比の χ^2 検定	$\chi^2=34.478$ $p < 0.001$		

※ † $p < 0.1$ 。以下、同様。

表5 万引きを深化させる要因の検討

	B	Exp(B)	p
性別	1.870	6.487	.054 †
生活レベル	1.916	6.793	.036 *
家族への愛着	.733	2.082	.167
将来志向	-.106	.899	.807
規律遵守	-.708	.493	.182
教師への愛着	-1.449	.235	.019 *
部活動への積極性	.268	1.307	.422
友人への愛着	.948	2.581	.102
周囲からの誘い	-.868	.420	.090 †
金銭支払いの拒絶	1.730	5.641	.017 *
経済的理由	.087	1.091	.883
予想される友人の反応	-1.088	.337	.071 *
友人への愛着×予想される友人の反応	-.533	.587	.288
(定数)	-6.191	.002	.016 *
N	64		
-2対数尤度	47.520		
Nagelkerke R ²	0.615		
尤度比のχ ² 検定	χ ² =38.939 p<0.001		

していたのは、「教師への愛着」(p<0.05)である。また、有意傾向ではあるものの、負の影響を及ぼしていたのは、「予想される友人の反応」(p<0.1)である。

この結果に鑑みれば、①教師と良好な関係にあり、教師に親しみを抱いている場合、②万引きをしたことを気にかけてくれる友人の存在を知覚している場合に、少年は万引きを繰り返さない傾向にあると言える。

最後に、万引きの動機についてである。万引きを繰り返すことに有意な正の影響を及ぼしていたのは、「金銭支払いの拒絶」(p<0.05)である。その一方で、有意傾向ではあるものの、負の影響を及ぼしていたのは、「周囲からの誘い」(p<0.1)である。この結果の解釈については、考察で試みることにしたい。

4. まとめと考察

本研究の目的は、少年の万引き被疑者および一般の中高生を対象とした質問紙調査をもとに、少年の万引き行為に影響を及ぼす要因について検討することにあった。その際、先行研究には、万引き被疑者となった少年の普通の学校生活に着目したものがほとんど見られないことを踏まえ、少年の万引き行為に影響を及ぼす要因として、逸脱の社会学理論である Hirschi (1969) の社会的絆の理論に基づき、家族や友人との絆に加えて、学校との絆に着目した。また、「逸脱の継時的モデル」(Becker 訳書 1993)に基づき、初めての万引きに着手する要因に関する分析に加え、万引きを繰り返す要因に関する分析を行った。

分析によって明らかとなったことは、以下のように要

約されよう。

(1) 学校生活に関する項目の構造的把握について

分析対象は、中高生の被疑者少年と一般の中高生である。因子分析を行った結果、3つの因子が確認された。第1因子は、“進路や将来に対する見通しを明確に持っている”という意味で「将来志向」と命名した。この因子は、社会的絆における「コミットメント」に対応している。

第2因子は、“学校の決まりを守るという自覚のもと、学校の決まりを守っている”という意味で「規律遵守」と命名した。この因子は、社会的絆における「信念」に対応している。

第3因子は、“教師と良好な関係にあり、教師に親しみを抱いている”という意味で「教師への愛着」と命名した。この因子は、社会的絆における「愛着」に対応している。

(2) 万引きの動機に関する項目の構造的把握について

分析対象は、中高生の被疑者少年である。因子分析を行った結果、3つの因子が確認された。第1因子は、“友人や知人といった周囲からの誘いにより万引きを行った”という意味で「周囲からの誘い」と命名した。

第2因子は、“万引きは簡単である”という認識のもと、お金を払いたくないという理由から万引きを行った”という意味で「金銭支払いの拒絶」と命名した。

第3因子は、“経済的な理由から万引きを行った”という意味で「経済的理由」と命名した。

(3) 少年の万引きに影響を及ぼす要因の検討

① 初めての万引きに影響を及ぼす要因の検討

本分析の目的は、少年が初めての万引きに手を染める要因の一端を明らかにすることにあつた。分析対象は、“万引き経験回数が1回の被疑者少年”および“一般の中高校生”である。

分析の結果、友人との関係が良好である場合に、少年は初めての万引きに着手する傾向にあつた。ただし、友人との関係が初めての万引きを促すかどうかは、“どのような友人と付き合っているのか”、という友人の質によって大きく左右される可能性があることに留意する必要があるだろう。“犯罪・非行行動が親密な私的集団のなかで学習される”、という Sutherland ら（訳書 1964）の分化的接触理論を支持する結果が、日本の先行研究でも確認されているからである（田村・矢島・米里 1992、齊藤 2002など）。

また、①進路や将来に対する見通しを明確に持っている場合、②学校の決まりを守るという自覚のもと、学校の決まりを守っている場合、③部活動に積極的に取り組んでいる場合、④家族との関係が良好である場合に、少年は初めての万引きに着手しにくい傾向にあつた。この結果は、少年の万引きについて検討する際、Hirschi (1969) の社会的絆の理論が有効であることを示しているとともに、とりわけ学校との絆が重要であることを示している。

そこで、以下では、学校との絆に着目し、少年の万引き防止のために必要とされる対策について若干の考察を試みたい。

学校との絆のうち、“進路や将来に対する見通しを明確に持っている”という「コミットメント」については、キャリア教育の重要性を再確認させる結果である、と言えよう。平成29（2017）年3月31日に小学校および中学校の学習指導要領が告示された。これらの学習指導要領の総則には、「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」とあり、「キャリア教育」という言葉を用いてその充実を図ることが明示された（長田 2018）。このことを踏まえると、万引きに代表される非行防止という観点からも、キャリア教育が形だけのものではなく、真に子どもたちに将来展望を抱かせるものとなっているのか、ということを決して自己点検し、より充実したものとしていくことが学校現場には求められよう。

次に、部活動に積極的に取り組むことが少年による初めての万引きを抑制するという結果については、単に部活動が子どもたちの自由な時間を制限する（「巻き込み」）、という消極的な意味にとどまらないであろう。先行研究により、部活動への参加、とりわけ積極的な参加が学校適応にプラスの影響を及ぼすことが確認されてい

るからである（白松 1997、岡田 2009、林川 2015など）。

ただし、部活動が時に、体罰やいじめといった問題行動の場となることにも留意する必要があるだろう。例えば、長谷川（2014）は、大学生を対象とした中学校部活動における回顧調査をもとに、中学校生活において逸脱志向が高い者において、指導者からの暴力被害の確率が高まることなどを明らかにしている。このような場合、部活動は非行傾向にある子どもたちの学校適応を促すどころか、非行傾向をさらに強化する危険性すらあるだろう。

その一方で、久保田（2020）は、大学生を対象とした回顧調査をもとに、主な指導者が“部員との人間関係を重視するとともに、部員の主体性を尊重している”場合に、部活動内に“部員がお互いを認め合い、話し合いや協力することによって集団全体を高めようとする”雰囲気醸成され、結果として部活動におけるいじめが抑制される傾向にあること、などを明らかにしている。

これらの結果に鑑みれば、少年の万引きを防止するためには、部活動に参加させるだけではなく、指導者が部員に対して権威主義的ではなく民主的な態度で臨むことも求められよう。

② 万引きを深化させる要因の検討

本分析の目的は、少年が万引き行為を深化させる要因の一端を明らかにすることにあつた。分析対象は、“万引き経験回数が1回の被疑者少年”および“万引き経験回数が複数回の被疑者少年”である。

分析の結果、①生活が厳しい状況にある場合、②女性よりも男性の場合において、少年は万引きを繰り返す傾向にあることが明らかとなった。

まずは、経済状況についてである。先行研究により、貧困と非行・犯罪との関連は以前から指摘されてきたものの、近年、その関連が強まっているとの指摘もある。浜井（2007）は、法務省の『矯正統計年報』の結果に基づき、少年院在院少年の家庭の経済状況の時系列的推移を分析している。その結果、1997年以降、貧困家庭出身の少年の割合が増加傾向にあることを明らかにしている¹²⁾。その理由として、浜井は、①少年法の改正による厳罰化の流れの中で、経済的に困窮した、保護環境の悪い少年が少年院に送致されるようになったこと、②離婚率の上昇に伴う母子家庭の増加が貧困、ひいては非行に影響を及ぼしている可能性などをあげている。

このような状況は、少年院に送致される子どもたちだけではなく、万引きを繰り返す子どもたちにも部分的に当てはまるのではないだろうか。そうであるならば、経済的事情から万引きを繰り返す子どもたちには、教育的な指導にとどまらず、経済的な支援や就労支援をあわせて行っていく必要があるだろう。

それでは、学校には何が求められるだろうか。注目されるのは、大阪府立西成高等学校で行われている取り組みである（大阪府立西成高等学校 2009）。西成高等学校には、以前から生活環境の厳しい子どもたちが通っていた。このような子どもたちが置かれた状況は、改善されるどころか、非正規雇用者の増大や若者の貧困化に見られるように、より一層厳しいものとなっている。このことを受けて、西成高等学校では、これまで実践してきた人権学習を「反差別」から「反貧困」という軸で再構築した。その実践が〈反貧困学習〉と呼ばれるものである。〈反貧困学習〉では、7つの視点が重視されている。それは、①自らの生活を「意識化」する、②現代的な貧困を生み出している社会構造に気づく、③「西成学習」とおして、差別と貧困との関係に気づく、④現在ある社会保障制度についての理解を深める、⑤非正規雇用労働者の権利に気づく、⑥究極の貧困である野宿問題をおして生徒集団の育成をはかる、⑦「新たな社会像」を描き、その社会を創造するための主体を形成する、という7つである。これらの視点に基づく学習は、2007年度から始まっており、主には総合的な学習の時間を活用して行われている。

また、柏木（2020）は、貧困に抗する学校を「ケアする学校」と称し、3つの小中学校を対象とした事例研究を行っている。その結果を踏まえた上で、貧困に抗するための要件として、①物質的・文化的剥奪を防ぐ、あってはならない差異を埋めるための異なる処遇、②子どもの差異を尊重し、選択の自由を認める、あってもよい差異を認めるための異なる処遇、③異なる処遇とそれによる人権保障に取り組む地域をモデルに、子どもたちの批判的思考とケアする能力を育むカリキュラム、という3つをあげている。

こうした取り組みは、貧困の連鎖を断つという観点からはもちろんのこと、子どもたちの非行の深化を食い止める、という生徒指導論的な観点からも学ぶところは多いだろう。

次に、女性よりも男性の場合において、少年は万引きを繰り返し行う傾向にある、という点についてである。岡邊・原田（2006）は、大都市を有するある自治体の非行記録を用いて、1986年生まれコホートの非行経歴の分析を行っている¹³。その結果、1人当たりの総検挙回数の分布（「1回」、「2回」、「3回」、「4回」、「5回」、「6回以上」の6カテゴリー）を見ると、男性の72.2%、女性の80.4%は1回のみとなっている。つまりは、男性の3割弱および女性の2割弱は2回以上検挙されている、ということになる。この結果は、男性は女性に比べ、再犯率が高いことを示唆している。ただし、男女でなぜこのような違いがみられるのか、という点については必ずしも明らかとなっていない。今後は、ジェンダーの視点

から少年の万引き等の非行について検討することが求められよう。

以上は、少年の万引きを深化させる要因についてである。その一方で、①教師と良好な関係にあり、教師に親しみを抱いている場合、②万引きしたことを気にかけてくれる友人の存在を覚覚している場合に、少年は万引きを繰り返さない傾向にあることも明らかとなった。

まずは、教師との関係についてである。先行研究により、教師への愛着が非行を抑制する可能性のあることが明らかとなっている。例えば、斉藤（2002）は、高校生を対象とした質問紙調査をもとに、自己申告非行の規定要因に関する分析を行っている。その結果、教師への愛着が万引きや自転車盗、器物損壊といった罪種を抑制する効果を持つことを明らかにしている。また、金子（2012）は、中学生を対象とした質問紙調査をもとに、教師が生徒と授業外の時間などに能動的に関わることによって、非行と関連のあるセルフコントロールや規範意識を高める可能性があることを明らかにしている。これらは、質問紙調査を用いた量的研究の結果である。

一方、質的研究においては、いわゆる非行少年が必ずしも教師に敵意を抱いているわけではなく、むしろ好意を抱いていることが明らかとなっている。例えば、知念（2018）は、ある高校に在籍する〈ヤンチャな子ら〉を対象としたエスノグラフィックな調査をもとに、〈ヤンチャな子ら〉と教師との関係は一見対立的ともみえるものの、〈ヤンチャな子ら〉は教師に対して極めて好意的な思いを抱いていることを明らかにしている¹⁴。また、志田（2020）は、ある中学校に在籍する逸脱する生徒を対象としたエスノグラフィックな調査をもとに、彼らが「どの教員がより自分たちに関わってくれるのか」ということを認識し、反応がある教師に対してのみ逸脱するように振る舞っていることを明らかにしている。つまり、彼らは実は教師に関わってもらいたいという気持ちを持っており、教師との関わりを引き出すために、意図的に逸脱的な態度をとっている、ということである。

以上の先行研究の結果を踏まえると、非行傾向にある子どもたちを「問題児」として切り捨てるのではなく、彼らと関わり続け、彼らから信頼されることが、万引き等の非行の深化を食い止める上で教師には求められると言えるのではないだろうか。この点について示唆的であるのが、太田（2007）である。太田は、逸脱傾向にあった女子中学生と教員（担任教諭、養護教諭、生徒指導担当教諭）を対象としたインタビュー調査をもとに、当該女子中学生が「立ち直る」過程に着目した分析を行っている。その結果、当該女子中学生と関わる教員たちが、①彼女を単なる「逸脱者」としてラベル付けをするのではなく、「立ち直りたいという気持ちを持った逸脱者」としてラベル付けしていたこと、②彼女の問題行動の背

景には、“自分はここにいるんだ”という思いがある、という「心情理解」をし、彼女と関わっていたこと“などを明らかにしている。この結果は、非行傾向にある子どもたちへの教師のまなざし（捉え方）と、それに基づく教師の子どもたちへの関わり方の重要性を物語っていると考えられる。

次に、万引きしたことを気にかけてくれる友人の存在を知覚している場合に、少年は万引きを繰り返さない傾向にあった、という点についてである。この結果については、先述したように、単に仲の良い友人がいるというだけではなく、その友人の質こそが重要であることを示していると推察される。つまりは、仲の良い友人が万引きに対して否定的であるとともに、自分のことを本当に心配してくれていると考えている場合、二度と友人を落胆させたり、友人からの信頼を損なったりしたくない、という思いから、少年は万引きを繰り返さないものと思われる。

最後に万引きの動機についてである。“万引きは簡単である」との認識のもと、お金を払いたくないという理由から万引きを行った”という動機（「金銭支払いの拒絶」）が万引きを繰り返すことに有意な正の影響を及ぼしていた。その一方で、“友人や知人といった周囲からの誘いにより万引きを行った”という動機（「周囲からの誘い」）は、有意傾向ではあるものの、万引きを繰り返すことに負の影響を及ぼしていた。この結果をどのように解釈するのが適切であろうか。周囲から誘われて万引きを行った場合に、少年は万引きを繰り返さない傾向にあるとは考えにくい。

そこで考えられるのは、万引きのキャリアによって万引きの動機が変わる可能性である。初めての万引きについては、友人や知人といった周囲から誘われて行うケースが多いと考えられる。しかし、初めての万引きが店員に見つからずに「万引きは簡単である」という認識が生まれた際に、少年のなかに「お金を払うのがバカらしい、あるいはもったいない」という気持ちが生まれ、繰り返し万引きに手を染めるのではないだろうか。このことを部分的に裏付ける研究結果がある。太田（1996）は、高等学校時代に逸脱経験を有する女性を対象にインタビュー調査を行っている。当該女性は、高校1年生の時に万引きを行ったが、それに伴う自身の内面の変化を語っている。それによると、当初は「スリルと楽しさ」から万引きを行っていたが、後に「物がただで手に入る楽しさ」へと変わっていった。このことは万引きを行うことによって、その動機が変化することを物語っており、先述した筆者の解釈を支持するものであると言えるだろう。

このことを踏まえると、店側が万引きを防止するための環境づくりをすることは、単に損失を少なくする、と

いうことにとどまらないのではないだろうか。多くの店舗が万引き防止のための取り組みを行うことにより、少年たちに「万引きをすれば見つかるリスクが高い」という認識がもたらされ、結果として少年たちの再犯や非行の深化を防ぐ、ということも期待されるからである。

(4) 本研究の意義と今後の課題

本研究により、初めての万引きに影響を及ぼす要因と、万引きを深化させる要因とは異なる可能性が明らかとなった⁽⁵⁾。このことは、初めて万引きをした少年と、万引きを繰り返す少年とでは、再犯防止に向けた効果的な指導の在り方が異なる可能性を物語っている。初めて万引きをした少年に対しては、学校との結びつきを強くする、換言すれば、学校に適応させることが有効であると考えられる。その一方で、万引きを繰り返す少年に対しては、経済的な支援や就労支援とあわせて、貧困の連鎖を断つための教育を行うとともに、その少年を温かく見守り、その少年と関わり続けていく教師の存在が必要不可欠であると考えられる。このように、少年の万引きのキャリアを踏まえた上で指導の在り方を考えていく必要性を提示することができたのは、本研究の積極的な意義と言えるだろう。

なお、本研究では、一般の中高生のなかに万引き経験者がいないことを想定した分析を行っている。しかし、一般の中高生のなかに万引き経験者がいることは十分に考えられる。今後は、この点を踏まえた調査研究を行っていく必要があるだろう。

注

- (1)『青少年問題』第63巻では、「なぜ、犯罪・非行は激減したのか」という特集が組まれている。そのなかで、例えば土井（2016）は、日本の少年犯罪が激減した理由について、犯罪学理論の社会緊張理論や文化学習理論の知見に基づき、考察を行っている。
- (2)近年では、65歳以上の高齢者による万引きが増加している。万引きの実態を明らかにすることを目的とした研究のなかには、高齢者による万引きについて検討しているものもある（とりわけ2000年以降のもの）。ただし、本研究では少年による万引きに焦点を当てるため、高齢者による万引きに着目した研究については部分的にしか取り上げていない。
- (3)こうした取り組みなどが功を奏し、令和元（2019）年の香川県における万引きの認知件数は全国ワースト33位と大幅に改善している（香川県警察本部 2020,『令和2年版 数字でみるさぬきの安全』）。
- (4)令和元（2019）年の少年による刑法犯検挙人員の就学・就労状況別構成比を見ると、中学生が17.2%、高校生が40.0%であり、中高生が全体に占める割合は6割弱となっている（法務総合研究所 2020,『令和2年版 犯罪白書』）。
- (5)複数回補導少年の中には、以前に万引き以外の理由で補導された者もいる。そのため、複数回補導少年の中に

- は、初めて万引きを行った、と回答した者が一定数いる。
- (6)家族との関係に関する項目について主成分分析を行ったところ、一元性が確認された(表6)。そこで、この成分を“家族との関係が良好であり、家族に対して愛着を抱いている”という意味で「家族への愛着」と命名した。
- (7)平均値は3.62、標準偏差は1.494 (N=950)。
- (8)友人との関係に関する項目について主成分分析を行ったところ、一元性が確認された(表7)。そこで、この成分を“友人との関係が良好であり、友人に対して愛着を抱いている”という意味で「友人への愛着」と命名した。
- (9)平均値は2.30、標準偏差は0.582 (N=64)。
- (10)「万引きをしたことを仲の良い友人が知った際に予想される反応」に関する項目について主成分分析を行ったところ、一元性が確認された(表8)。そこで、この成分を「予想される友人の反応」と命名した。この主成分得点が高い少年については、自身が万引きしたことを気に

- かけてくれる友人の存在を知覚していると言える。
- (11)多重共線性が生じる可能性を避けるため、交互作用項を作成するにあたっては、「友人への愛着」と「予想される友人の反応」それぞれの変数を中心化している。
- (12)いわゆる非行少年が社会的に厳しい状況にあることについては、質的な研究でも明らかとなっている。例えば、知念(2018)は、ある高校に在籍する〈ヤンチャな子ら〉を対象にエスノグラフィックな調査を行っている。その高校は、いわゆる偏差値底辺校であり、学力面だけではなく、社会的に厳しい状況に置かれている子どもたちが多数入学してくる学校である。いわゆる〈ヤンチャな子ら〉も例外ではない。知念は、彼らを対象とした調査の結果、①一口に〈ヤンチャな子ら〉と言っても、彼らには大別して“家族との関係が強固に存在し、それを基盤に良好な仲間関係を築く者たち”と“家族との関係に困難を抱え、過去にいじめられた経験

表6 家族との関係の主成分分析結果 (N=950)

	家族への愛着	平均値	標準偏差
私には心から信頼できる家族がいると感じる	.894	4.01	1.075
私は家族に十分に受け入れられていると感じる	.893	3.97	1.077
私は家族ととても気持ちが通いあっていると感じる	.892	3.69	1.097
家族は困った時に助けてくれる	.871	4.17	0.936
家族に必要とされている	.871	3.90	0.992
家族は気にかけてくれる	.828	4.15	0.905
固有値	4.594		
寄与率	76.6		

※ 「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分。

表7 友人関係の主成分分析結果 (N=950)

	友人への愛着	平均値	標準偏差
私は友人ととても気持ちが通いあっていると感じる	.896	3.90	0.935
私は友人に十分受け入れられていると感じる	.879	3.89	0.941
友人に必要とされている	.848	3.81	0.909
友人は困った時に助けてくれる	.838	4.18	0.881
私には心から信頼できる友人がいると感じる	.835	4.12	1.006
友人は気にかけてくれる	.816	4.14	0.834
固有値	4.358		
寄与率	72.6		

※ 「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分。

表8 予想される友人の反応の主成分分析結果 (N=64)

	予想される友人の反応	平均値	標準偏差
友人は悲しむ	.919	3.58	1.355
友人は怒る	.888	3.53	1.321
友人は心配してくれる	.715	3.48	1.391
友人は何とも思わない	-.684	2.22	1.291
固有値	2.613		
寄与率	65.3		

※ 「まったくあてはまらない」～「とてもあてはまる」に1～5の得点を配分。

を持っている者たち”の2つのタイプがいること、②後者のタイプの子どもたちは、前者のタイプの子どもたちと比べ、家族関係をポジティブに語ることを可能とする資源に乏しいため、一貫したアイデンティティを構築することが難しく、仲間集団内部での評価も低くなりがちであること、などを明らかにしている。

- (13)非行経歴の追跡期間は、各少年の誕生日から丸17年間である。
- (14)ただし、知念によれば、〈ヤンチャな子ら〉が学校から遠ざかるなかで、教師たちへの肯定的な思いが逆説的に学校に通うことを躊躇させてしまうケースもある。具体的には、「先生にあれだけ世話になったのに、自分は逃げてしまった」という思いから、学校に行きづらくなる、というケースである。
- (15)ただし、初めての万引きに影響を及ぼす要因に関する分析(表4)と、万引きを深化させる要因に関する分析(表5)とでは、独立変数として使用している変数が異なることに留意する必要がある。

引用・主要参考文献

- Becker, Howard S, 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press (=1993, 村上直之訳『新装 アウトサイダーズ—ラベリング理論とはなにか—』新泉社)。
- 土井隆義 2016, 「少年刑法犯はなぜ激減したのか?—社会緊張理論と文化学習理論の視座から—」『青少年問題』第63巻, 18-25頁。
- 衛藤文一郎 1980, 「少年による万引きの実態とその対策」『青少年問題』27巻9号, 28-33頁。
- 降旗志郎 1983, 「長野県下における万引き非行の実態」『科学警察研究所報告 防犯少年編』24巻1号, 106-116頁。
- 浜井浩一 2007, 「非行・逸脱における格差(貧困)問題—雇用の消失により、高年齢化する少年非行—」『教育社会学研究』第80集, 143-162頁。
- 長谷川祐介 2014, 「中学部活動における指導者からの暴力被害を規定する要因」『生徒指導学研究』第13号, 59-69頁。
- 林川友貴 2015, 「中学生の学校適応メカニズムの実証的検討—学級と部活動に着目して—」『教育社会学研究』第97集, 5-24頁。
- Hirschi, Travis, 1969, *Cause of Delinquency*, University of California Press, Berkley.
- 香川大学・香川県警察 2011, 『万引き防止対策に関する調査報告書』。
- 金子泰之 2012, 「問題行動抑止機能と向学校的行動促進機能としての中学校における生徒指導—一般生徒と問題生徒の比較による検討—」『教育心理学研究』第60巻第1号, 70-81頁。
- 柏木智子 2020, 『子どもの貧困と「ケアする学校」づくり—カリキュラム・学習環境・地域との連携から考える—』明石書店。
- 河合幹雄 2016, 「少年非行激減の刑事政策以外の要因を探る」『青少年問題』第63巻, 26-33頁。
- 久保田真功・白松賢 2013, 「少年の万引き行為を深化させる要因の検討—初めて補導された者と2回以上補導された者との比較をもとに—」『生徒指導学研究』第12号, 38-48頁。
- 久保田真功 2020, 「部活動におけるいじめはなぜ起きるのか?—大学生を対象とした回顧調査をもとに—」『教職

- 教育研究』第25号, 49-63頁。
- 「万引きをしない・させない」社会環境づくりと規範意識の醸成に関する調査研究委員会 2009, 『万引きに関する調査研究報告書』。
- 麦島文夫 1987, 「遊び型(初発型)非行」その後『青年心理』65号, 12-21頁。
- 岡邊健・原田豊 2006, 「1986年生まれコホートの非行経歴—Q県における非行記録にもとづく検討—」『犯罪社会学研究』第31号, 118-133頁。
- 岡田有司 2009, 「部活動への参加が中学生の学校への心理社会的適応に与える影響—部活動のタイプ・積極性に着目して—」『教育心理学研究』第57巻第4号, 419-431頁。
- 大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀・永富太一・時岡晴美 2012a, 「万引き被疑者における万引きに関する心理的要因間の関連の検討—家族および友人関係と攻撃性が万引きの心理に及ぼす影響—」『子育て研究』第2巻, 13-20頁。
- 大久保智生・宮前淳子・宮前義和 2012b, 「青少年の万引きに関する心理的要因の学校段階別の検討—家族および友人関係と攻撃性が万引きへの意識に及ぼす影響—」『生徒指導学研究』第11号, 57-67頁。
- 大久保智生・堀江良英・松永祐二・永富太一・時岡晴美 2012c, 「万引きの多い店舗はどのような特徴があるのか—万引き防止対策に関する店舗調査から—」『香川大学教育学部研究報告第I部』138巻, 11-21頁。
- 大久保智生 2013, 「香川県における万引き防止対策に関する—考察—個人の規範意識醸成から社会全体での万引き防止へ—」『心理科学』第34巻第1号, 39-52頁。
- 大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・永富太一・時岡晴美・江村早紀 2013a, 「店舗における万引きの実態と万引きへの対応と防止対策の検討—香川県内の店長と店員を対象とした聞き取り調査から—」『法と心理』第13巻第1号, 112-125頁。
- 大久保智生・岡田涼・時岡晴美・堀江良英・松下昌明・高橋護・尾崎祐士・藤沢隆行 2013b, 「万引き防止対策におけるエビデンスに基づく社会的実践サイクル—店舗および店内保安員の調査結果に基づく未然防止のための店内声かけマニュアルの作成とその実施—」『香川大学教育学部研究報告第I部』139巻, 35-51頁。
- 大阪府立西成高等学校 2009, 『反貧困学習—格差の連鎖を断つために—』解放出版社。
- 太田佳光 1996, 「『逸脱と教育』に関する社会学的考察—生活史法を中心にして—」『愛媛大学教育学部紀要 教育科学』第42巻第2号, 109-117頁。
- 太田佳光 2007, 「『逸脱と教育』に関する社会学的考察(Ⅱ)」『愛媛大学教育実践総合センター紀要』第25号, 153-160頁。
- 長田徹 2018, 「新たな学習指導要領におけるキャリア教育」https://www.mext.go.jp/apollon/mod/pdf/newcareer_h28_20180223.pdf。
- 齊藤知範 2002, 「非行的な仲間との接触、社会的バンドと非行行動—分化的強化仮説と社会的コントロール理論の検証—」『教育社会学研究』第71集, 131-150頁。
- 志田未来 2020, 「中学生の逸脱をめぐるエスノグラフィ—インタラクション・セットを手がかりとして—」『教育社会学研究』第107集, 5-26頁。
- 白松賢 1997, 「高等学校における部活動の効果に関する研究—学校経営戦略の一視角—」『教育経営学会紀要』第39号, 74-88頁。

- Sutherland, E. H. and D. R. Cressey, 1960, *Principles of Criminology*, 6th ed., J. B. Lippincott Company (=1964, 平野龍一・所一彦訳『犯罪の原因—刑事学原論Ⅰ—』有信堂).
- 田村雅幸・矢島正見・米里誠司 1992, 「中学生の友人関係と非行」『犯罪社会学研究』第17号, 126-148頁。
- 田中純夫・田中奈緒子 1996, 「万引きで補導・検挙された少年の生活意識と犯行時の意識」『犯罪心理学研究』第34巻第1号, 1-16頁。
- 知念渉 2018, 『〈ヤンチャななら〉のエスノグラフィー—ヤンキーの生活世界を描き出す—』青弓社。
- 時岡晴美・大久保智生・堀江良英・松永祐二 2012, 「万引き防止対策のエビデンスに基づく実践とその効果—調査結果に基づく店舗向け万引き防止マニュアルの作成とその利用状況および効果—」『香川大学教育学部研究報告第Ⅰ部』138巻, 75-81頁。
- 内田圭子 1990, 「青年の生活感情に関する一研究」『教育心理学研究』第38巻第2号, 117-125頁。
- 上田光明 2016, 「日本の少年犯罪の最近の減少を犯罪学の観点から説明する」『青少年問題』第63巻, 42-49頁。
- 上野行良・中村晋介・本多潤子・麦島剛 2009, 「中学生の万引き行為に関連する要因」『福岡県立大学心理臨床研究』創刊号, 67-73頁。
- 全国万引犯罪防止機構 2016, 『第11回 万引に関する全国青少年意識調査分析報告書』。
- 全国万引犯罪防止機構 2020, 『全国万引対策実態調査報告書 2020』。

(くぼた まこと・関西学院大学准教授)

(しらまつ さとし・愛媛大学教授)